障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち

「ともに生きるまち日野」へ

■ 1012646 間障害福祉課(☎514-8991)

これまで長年の間、障害のある人は家族も含めて、障害があることを理由に有形無形の差別や日常生活の制限を強いられてきました。誰もがお互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現、誰もが暮らしやすいまちを目指し、日野市障害者差別解消推進条例が4月1日から施行されます。



- 1. 「不当な差別的取扱い」の禁止
- 2. 市、事業者による「合理的配慮の提供」の義務化(※表1)
- 3. 障害者差別に関する相談窓口の設置(※表2)と紛争を解決するための機関「日野市障害者 差別解消支援地域協議会」の設置

不当な差別的取扱いとは?

正当な理由がないのに、障害があることで サービスの提供を拒否したり、提供場所や時 間帯などを制限したりすることなどです。

合理的配慮の提供とは?

障害のある人から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、個々の場面で、負担が重すぎない範囲で、お互いの対等な対話・調整により柔軟な対応や支援をすることです。

■表1

例規	実施主体	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
日野市障害者差別解 消推進条例	市	禁止	義務
	民間事業者		
	市民		



障害の有無にかかわらず 誰もが安心して暮らせるまちへ

「障害者差別解消のためにできることについて」 【お互いの理解を深めること】

市民一人ひとりが、障害や障害のある人に対して、正しい知識を持ち、認識を深めることによって、障害のある人もない人も、地域の一員としてお互いに理解する中で、ともに安心して暮らせるまちがつくられていくと思います。そのためには、障害のある人の心身の機能の特性を知るだけではなく、環境、社会との関係性や、障害のない人との関係などで、どのような困難を抱えているのか、困難を取り除くために何が必要かを、一緒に考え、行動をしていくことだと思います。

物や形の「バリアフリー」は進んでいるといわれますが、「心のバリアフリー」はまだまだこれからです。

障害の種別や、状況により、「困ること」は、多様です。合理的配慮についても、まず、相手の気持ちを確認することが必要です。お互いに理解を深めるためのコミュニケーションが重要で、いろいろな形でできると思います。

具体的な行動(声掛け、聞く、気持ちに寄り添う)、適切な 距離(相手の求め(要望、意思)を確認)で、心のバリアを解消 し、誰もが安心して暮らせるまち日野を進めていきましょう。

4月1日水から本庁舎内の手話通訳者の 設置時間が増えます

設置時間 8:30~17:15※12:00~13:00除く。土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く

■表2 障害者差別に関する相談窓口

相談窓口	所在地	電話・ファクス	受付日時※
障害福祉課	神明1-12-1日 野市役所1階	☎514-8991 FAX 583-0294	月曜~金曜日 8:30~17:15
エール(発達・ 教育センター)	旭が丘2-42-8	☎589-8877 FAX 514-8740	月曜~金曜日 9:00~12:00 13:00~18:00
NPO法人自立 生活センター 日野	高幡2-9ウィ ステリアガー デン1階	☎594-7401 FAX 594-7402	月曜~金曜日 9:00~17:00
社会福祉法人 日野市民たん ぽぽの会地域 生活支援セン ターゆうき	高幡864-15	☎591-6321 FAX 599-7203	月曜~金曜日 9:30~17:30
社会福祉法人 おおぞら特定 指定相談事業 所やまばと	旭が丘2-42-5	☎582-3400 FAX 582-3302	月曜~金曜日 9:00~17:00

※祝日、年末年始を除く

市内で商業その他の事業活動 を行う小規模事業所などに対 し合理的配慮の提供に必要な 経費の一部を助成

間障害福祉課(☎514-8991)

日野市障害者差別解消推進条例の施行に伴い、事業者などに対し合理的配慮の提供に必要な経費の一部を助成します。対象となる要件や対象経費など詳細はお問い合わせください。

対象者 市民および不特定多数の者が利用する事業所などを市内に有する事業者

対象経費 ①施設、設備に関する工事費・修繕費 (段差解消工事など)②サービス、意思疎通の向 上に資する物品購入費(筆談ボードなど)

補助金額 ①3分の2(上限20万円)②10分の10(上限3万円)